

2024年1月5日

令和6年能登半島地震により被災された
お客さまに対する電気料金の特別措置について

このたびの令和6年能登半島地震により被災されたお客さまに、心からお見舞い申し上げます。

当社は、令和6年能登半島地震に伴う被害により、災害救助法が適用された新潟県の12市1町およびその周辺地域の5市5町2村の計25市町村^{※1}において、被害に遭われたお客さまからお申し出があった場合には、下記の特別措置を講ずることとし、1月4日に経済産業大臣宛に認可申請を行い、本日、認可されました。

記

1. 電気料金の支払期日^{※2}の延伸

被災されたお客さまの2023年12月（支払期日が災害救助法適用日^{※3}以降となるものに限ります。）、2024年1月、2月および3月分の電気料金の支払期日を各々1カ月間延長いたします。

2. 不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から全く電気を使用されない場合には、被災日が属する月分の翌月分の電気料金から6カ月間に限り、電気料金（不使用料金^{※4}）は申し受けません。

3. 被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、2024年7月末日まで申し受けません。

※1、3

特別措置の適用は、災害救助法の適用範囲に準じます。

電気料金の特別措置の適用対象市町村（1月4日時点：25市町村）

<災害救助法適用日：1月1日>

■災害救助法適用市町（12市1町）

新潟県：新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、
妙高市、五泉市、上越市、南魚沼市、三島郡出雲崎町

■隣接市町村（5市5町2村）

新潟県：新発田市、小千谷市、十日町市、阿賀野市、魚沼市、北蒲原郡聖籠町、
西蒲原郡弥彦村、南蒲原郡田上町、東蒲原郡阿賀町、南魚沼郡湯沢町、
刈羽郡刈羽村

福島県：南会津郡只見町

※2 支払期日は、検針日の翌日から30日目をいいます。

※4 不使用料金は、基本料金の半額。

■被災されたお客さまからのお問い合わせ先

詳細につきましては、当社カスタマーセンターへお問い合わせください。

《お問い合わせ窓口》

カスタマーセンター TEL. 0120-066-774

【受付時間】

平日*：午前9時から午後5時まで

※祝日・土曜・日曜を除く

以 上